

婚姻届、離婚届、戸籍法第77条の2の届出及び転籍届の「その他」欄を使用して戸籍の振り仮名を届け出る方へ

既に、戸籍に振り仮名が記載されている場合には、振り仮名の届出を行うことはできません。

お手数ですが、次の質問にお答えください。

1 既に届出により、戸籍に振り仮名が記載されていますか。

はい

いいえ

承知していません

2 既に届出により、戸籍に振り仮名が記載されている場合、振り仮名の届出を行うことはできません。

このため、婚姻届、離婚届、戸籍法第77条の2の届出又は転籍届の「その他」欄に振り仮名の届出を行う意思表示をした場合であっても、振り仮名の届出として取り扱うことはできません。

了承しました

詳しい説明を希望します

3 上記2の場合において、届書の「その他」欄から振り仮名の届出の記載を削除する補正を行うことについて本籍地役場に一任します。

了承しました

詳しい説明を希望します

以上、御協力ありがとうございました。